

☆キラリと光る☆ 地域活性化事業を応援します!

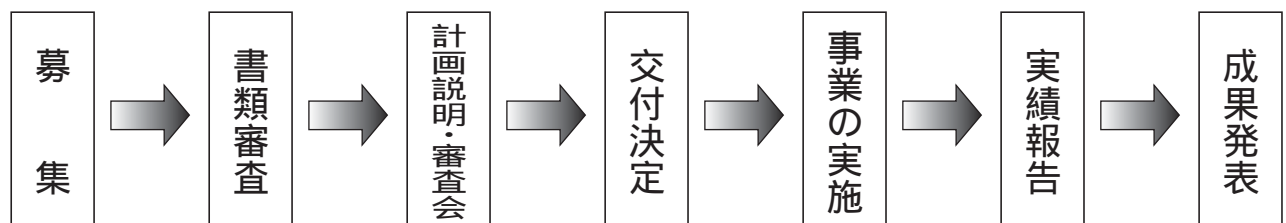
皆さんのアイデアを活かして
キラリと光る村をつくりませんか?

趣旨

関川村では、地域課題の解決や、地域活性化に取り組む皆さんを応援します。
この補助金は、皆さんの日ごろの思いやアイデアを活かして、次世代に誇れる豊かな村づくりを推進する取り組みに補助するものです。

- 【補助事業名】 関川村むらづくり総合推進事業(地域力緊急対策分)
- 【募集期間】 平成22年8月2日(月)~平成22年9月15日(水)まで
- 【募集対象者】 コミュニティ、集落、企業、任意団体、有志等
(当村に主たる活動拠点があること)
- 【対象事業】 地域の活性化に寄与する事業
(宗教・政治等を目的とするものは対象外)
- 【補助金】 補助金総額 700万円 補助率100%以内
- 【交付期間】 平成22年度~平成24年度(3年間)
- 【採 択】 審査会を経て村長が決定

応募事業の流れ



その他

申請を希望する場合は、下記までお気軽にご相談ください。
申請書等は、役場総務課に備え付けています。また、村ホームページからもダウンロードが可能です。

問い合わせ先

総務課 企画財政班 TEL 64 - 1476(総務課直通)



「後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol. 2 臓器提供の意思表示について

臓器移植に関する法律の改正に伴い、移植医療に対する理解を深めていただくことができるように、後期高齢者医療制度の被保険者証に添付することができる「臓器提供意思表示シール」を住民福祉課の窓口を用意しました。

1 臓器移植について

臓器移植は病気や事故によって臓器（心臓や肝臓など）が機能しなくなった方に、他の方の健康な臓器を移植して、機能を回復させる医療です。

日本で臓器の移植希望登録をしている人はおよそ1万3千人います。しかし、臓器の提供が少なく、数多くの方が移植を待ちながら亡くなっています。

日本で事故や病気によって亡くなる方は毎年およそ110万人いますが、その1%弱の方が脳死になって亡くなると推定されています。自分が脳死となって最期を迎えたとき、誰かの命を救うことができます。

私たち一人ひとりが、今、臓器提供について考え、家族と話し合い、自分の臓器提供に関する意思を表示しておくことが大切と考えています。

2 臓器提供意思表示シールの記入方法

臓器提供意思表示シール（1人分）

私は、脳死及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。 《提供したくない臓器があれば臓器の名前にxをつけてください。》【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】 【特記欄： _____】 (署名) _____ (署名年月日) _____ / _____ / _____
私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。 《提供したくない臓器があれば臓器の名前にxをつけてください。》【腎臓・膵臓・眼球】 【特記欄： _____】 (署名) _____ (署名年月日) _____ / _____ / _____
私は、臓器を提供しません。 (署名) _____ (署名年月日) _____ / _____ / _____

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。

上記 ~ のうち、いずれかを選んで被保険者証裏面の備考欄に貼り付けてください。

* 意思表示について

どなたでも記入できますが、記入するかどうかは被保険者ご本人の判断によるものであり、必ずしも意思表示欄に記入する必要はありません。

意思表示した内容について、医療機関等に知られたくないという被保険者のために、意思表示欄の保護シールも用意してあります。

後期高齢者医療制度に関する問い合わせ先 住民福祉課福祉保険班 TEL 64 - 1472